

令和3年3月定例会

御杖村議会会議録

令和3年3月 9日開会

令和3年3月18日閉会

御杖村議会

◎目 次

第1号（3月9日）	—1—
◎議事日程	—2—
◎本日の会議に付した事件	—3—
◎出席議員(8名)	—4—
◎欠席議員(0名)	—4—
◎会議録署名議員	—4—
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名	—4—
◎職務のため議場に出席した事務局職員	—4—
◎〔発言記録〕	—5—
◎開会及び開議の宣告	—5—
◎会議録署名人の指名	—5—
◎会期の決定	—5—
◎諸般の報告(議会運営委員会)	—5—
◎諸般の報告(例月出納検査)	—6—
◎諸般の報告(宇陀衛生一部事務組合議会)	—6—
◎諸般の報告(東宇陀環境衛生組合議会)	—7—
◎諸般の報告(曾爾御杖行政一部事務組合議会)	—8—
◎一般質問	—9—
◎発議第1号御杖村議会会議規則の一部を改正する議会規則の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	—9—
◎承認第1号専決処分の承認を求めることについて (令和2年度御杖村一般会計補正予算(第9号)) 〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	—10—
◎承認第2号専決処分の承認を求めることについて (令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第4号)) 〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	—10—
◎議案第1号御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	—11—
◎議案第2号御杖村ドクターヘリ場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定について 〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	—12—
◎議案第3号御杖村における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことを目指す条例の全部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	—12—
◎議案第4号御杖村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	—13—
◎議案第5号御杖村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について・議案第6号御杖村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	

〔一括上程、一括説明、一括質疑、一括討論〕	－14－
◎議案第5号御杖村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について	
〔採決〕	－15－
◎議案第6号御杖村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定 地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について	
〔採決〕	－15－
◎議案第7号御杖保育所設置等条例の一部を改正する条例の制定について	
〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	－16－
◎議案第8号みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定について	
〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	－16－
◎議案第9号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について (みつえ青少年旅行村・三季館・みつえ温泉「姫石の湯」・道の駅伊勢本街道御杖)	
〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	－17－
◎議案第10号奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市 町村総合事務組合規約の変更について	
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－17－
◎議案第11号令和2年度御杖村一般会計補正予算(第10号)の議定について	
〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	－18－
◎議案第12号令和2年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の議定について	
〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	－19－
◎議案第13号令和2年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の議定について	
〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	－19－
◎議案第14号令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第5号)の議定について	
〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	－20－
◎議案第15号令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)の議定について	
〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	－20－
◎休憩	－21－
◎再会	－21－
◎施政方針〔伊藤村長〕	－21－
◎議案第16号令和3年度御杖村一般会計予算の議定について	
〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	－25－
◎議案第17号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について	
〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	－28－
◎議案第18号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について	
〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	－28－
◎議案第19号令和3年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について	
〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	－29－
◎議案第20号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について	
〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	－29－

◎諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
[上程、説明]	— 30 —
◎休憩	— 31 —
◎再会	— 31 —
◎諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
[採決]	— 31 —
◎同意第1号御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて・同意第2号御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて・同意第3号御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて	
[一括上程、一括説明]	— 31 —
◎同意第1号御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて	
[採決]	— 32 —
◎同意第2号御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて	
[採決]	— 32 —
◎同意第3号御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて	
[採決]	— 32 —
◎同意第4号御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについて	
[上程、説明、採決]	— 33 —
◎散会の宣言	— 33 —
第2号（3月18日）	— 35 —
◎議事日程〔審議結果〕	— 36 —
◎本日の会議に付した事件	— 37 —
◎出席議員（8名）	— 37 —
◎欠席議員（0名）	— 37 —
◎会議録署名議員	— 37 —
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	— 37 —
◎職務のため議場に出席した事務局職員	— 37 —
[発言記録]	— 38 —
◎開議の宣言	— 38 —
◎承認第1号専決処分の承認を求めることについて(令和2年度御杖村一般会計補正予算(第9号))・承認第2号専決処分の承認を求めることについて(令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第4号))	
[一括上程、委員会報告、一括質疑]	— 38 —
◎承認第1号専決処分の承認を求めることについて(令和2年度一般会計補正予算(第9号))	
[討論・採決]	— 39 —
◎承認第2号専決処分の承認を求めることについて(令和2年度介護保険特別会計補正予算(第9号))	
[討論・採決]	— 39 —
◎議案第2号御杖村ドクターヘリ場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定について・議案第3号御杖村における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことを目指す条例の全部を改正する条例の制定について・議案第4号御杖村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について・議案第7号御杖保育所設置等条例の一部を改正する条例の制定について・議案第8号みつ	

え青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定について・議案第9号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について(みつえ青少年旅行村・三季館・みつえ温泉「姫石の湯」・道の駅伊勢本街道御杖)

- [一括上程、委員会報告、一括質疑質疑] -39-
- ◎議案第2号御杖村ドクターヘリ場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定について
[討論・採決] -40-
- ◎議案第3号御杖村における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことを目指す条例の全部を改正する条例の制定について
[討論・採決] -41-
- ◎議案第4号御杖村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
[討論・採決] -41-
- ◎議案第7号御杖保育所設置等条例の一部を改正する条例の制定について
[討論・採決] -42-
- ◎議案第8号みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定について
[討論・採決] -42-
- ◎議案第9号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について
[討論・採決] -42-
- ◎議案第11号令和2年度御杖村一般会計補正予算(第10号)の議定について・議案第12号令和2年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の議定について・議案第13号令和2年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の議定について・議案第14号令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第5号)の議定について・議案第15号令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の議定について
[一括上程、委員会報告、一括質疑] -43-
- ◎議案第11号令和2年度御杖村一般会計補正予算(第10号)の議定について
[討論・採決] -43-
- ◎議案第12号令和2年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の議定について
[討論・採決] -44-
- ◎議案第13号令和2年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の議定について
[討論・採決] -44-
- ◎議案第14号令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第5号)の議定について
[討論・採決] -45-
- ◎議案第15号令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の議定について
[討論・採決] -45-
- ◎議案第16号令和3年度御杖村一般会計予算の議定について・議案第17号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について・議案第18号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について・議案第19号令和3年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について
[委員会報告、質疑] -45-
- ◎議案第16号令和3年度御杖村一般会計予算の議定について
[討論・採決] -46-
- ◎議案第17号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について

[討論・採決]	-46-
◎議案第18号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について	
[討論・採決]	-47-
◎議案第19号令和3年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について	
[討論・採決]	-47-
◎議案第20号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について	
[討論・採決]	-47-
◎発委第7号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)	
[上程・採決]	-48-
◎発委第8号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)	
[上程・採決]	-48-
◎閉議及び閉会の宣言	-48-
◎議事録署名	-49-

(令和3年3月9日)

令和3年3月御杖村議会定例会(第1号)

令和3年3月9日(火)

開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

・議会運営委員会	2月22日
・例月出納検査	11月・12月・1月分
・宇陀衛生一部事務組合議会	2月12日定例会
・東宇陀環境衛生組合議会	2月19日定例会
・曾爾御杖行政一部事務組合議会	3月2日定例会

第4 一般質問

第5 発議第1号〔原案可決〕

御杖村議会会議規則の一部を改正する議会規則の制定について

第6 承認第1号〔予算決算委員会付託〕

専決処分の承認を求めることについて

(令和2年度御杖村一般会計補正予算(第9号))

第7 承認第2号〔予算決算委員会付託〕

専決処分の承認を求めることについて

(令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第4号))

第8 議案第1号〔原案可決〕

御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議案第2号〔むらづくり委員会付託〕

御杖村ドクターヘリ場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定について

第10 議案第3号〔むらづくり委員会付託〕

御杖村における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことを目指す条例の全部を改正する条例の制定について

第11 議案第4号〔むらづくり委員会付託〕

御杖村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第5号〔原案可決〕

御杖村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第6号〔原案可決〕

御杖村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第7号〔むらづくり委員会付託〕

御杖保育所設置等条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第8号〔むらづくり委員会付託〕

みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第9号 [むらづくり委員会付託]

御杖村の公の施設の指定管理者の指定について
(みつえ青少年旅行村・三季館・みつえ温泉「姫石の湯」・道の駅伊勢本街道御杖)

第17 議案第10号 [原案可決]

奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について

第18 議案第11号 [予算決算委員会付託]

令和2年度御杖村一般会計補正予算(第10号)の議定について

第19 議案第12号 [予算決算委員会付託]

令和2年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の議定について

第20 議案第13号 [予算決算委員会付託]

令和2年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の議定について

第21 議案第14号 [予算決算委員会付託]

令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第5号)の議定について

第22 議案第15号 [予算決算委員会付託]

令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の議定について

第23 議案第16号 [予算決算委員会付託]

令和3年度御杖村一般会計予算の議定について

第24 議案第17号 [予算決算委員会付託]

令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について

第25 議案第18号 [予算決算委員会付託]

令和3年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について

第26 議案第19号 [予算決算委員会付託]

令和3年度御杖村介護特別会計予算の議定について

第27 議案第20号 [予算決算委員会付託]

令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について

第28 諮問第1号 [原案決定]

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

第29 同意第1号 [原案同意]

御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて

第30 同意第2号 [原案同意]

御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて

第31 同意第3号 [原案同意]

御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて

第32 同意第4号 [原案同意]

御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについて

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(8名)

議長	山岡隆良君	副議長	吉田俊弘君
1番	葛城昌俊君	2番	古川芳明君
5番	松岡一生君	6番	木村忠雄君
7番	盛岡英成君	8番	山崎往男君

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

3番	吉田俊弘君	5番	松岡一生君
----	-------	----	-------

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村長	伊藤収宜君
副村長	松原永治君
教育長	丸山栄君
総務課長	中嶋英樹君
保健福祉課長	廣尾真貴子君
住民生活課長	片岡保昌君
会計管理者	今井智君
教育委員会次長	中村康幸君
むらづくり振興課長	仲子雄史君
産業建設課長	古谷匡敏君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長	森本成則君
------	-------

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(山岡隆良君):皆さんおはようございます。本日の3月定例会をご案内させていただいたところご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、令和3年3月御杖村議会定例会は成立致しました。よって、ただ今から開会します。ただちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(山岡隆良君):本日の議事日程は、別紙第1号のとおりとします。日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議規則第127条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、3番吉田俊弘君、5番松岡一生君を指名します。

◎会期の決定

○議長(山岡隆良君):次に、日程第2会期の決定を行います。お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの10日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの10日間と決定しました。

◎諸般の報告(議会運営委員会)

○議長(山岡隆良君):次に、日程第3諸般の報告を行います。はじめに、2月22日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、6番木村忠雄君。

○委員長(木村忠雄君):議長。6番。

○議長(山岡隆良君):木村忠雄君。

○委員長(木村忠雄君):それでは、2月22日に開催いたしました議会運営委員会の会議結果について、報告をいたします。当日は、全委員出席のもと、3月定例会の運営について協議を行いました。

まず、会期及び会期中の日程について協議を行い、会期を、3月9日から18日までの10日間とし、全員協議会を10日、むらづくり委員会を12日、予算決算委員会を15日、予算決算委員会予備日を17日、続会議を18日とそれぞれ決定し、続会議以外は午前10時の開会とし、続会議については、午後1時30分開会といたしました。また一般質問については、通告締め切りを3月2日午後5時までとし、質問日は、3月9日の開会日と決定いたしました。

次に、開会日における、議事日程および議事進行の取り扱いについて協議を行い、議案第2号・議案第3号・議案第4号・議案第7号・議案第8号の条例に関する5件と管理指定1件は、むらづくり委員会へ、専決を含む補正予算7件と令和3年度の当初予算5件は、予算決算委員会へそれぞれ付託し、議員発議1件、議案第1号・議案第5号・議案第6号の条例の一部改正に関する3件、規約1件及び人事に関する5件については、開会日に即決することと致しました。最後に、次回6月定例会の会期を検討するため、「継続調査申出書」を、続会日に提出することを決定して委員会を閉じました。以上で、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(山岡隆良君):木村議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(例月出納検査)

○議長(山岡隆良君):次に、監査委員より例月出納検査について、11月から令和3年1月分の検査報告書をいただいています。抜粋の写しを配布しておりますので、報告といたします。

◎諸般の報告(宇陀衛生一部事務組合議会)

○議長(山岡隆良君):次に2月22日開催されました宇陀衛生一部事務組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員、3番吉田俊弘君。

○3番(吉田俊弘君):はい、3番吉田。

○議長(山岡隆良君):吉田俊弘君。

○3番(吉田俊弘君):それでは、令和3年第1回宇陀衛生一部事務組合議会定例会の報告をさせていただきます。去る2月12日午後2時より、令和3年第1回宇陀衛生一部事務組合議会定例会が宇陀市農村環境改善センター農林会館に於いて、開催されました。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係者出席のもと行われ、宇陀市から組合議長多田興四郎議員ほか7名、東吉野村から議員2名、曾爾村から議員2名、本村から山岡議員と私吉田が出席しました。議員14名全員の出席により議会は成立し、管理者の宇陀市金剛市長より収集の挨拶の後、日程に基づき、議事録署名議員の指名、会期の決定を行い議事に入りました。

付議された案件は、承認第1号専決処分の承認を求めることについて(宇陀衛生一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について)、議案第1号宇陀衛生一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号宇陀衛生一部事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について、議案第3号令和2年度宇陀衛生一部事務組合一般会計歳入歳出補正

予算(第2号)について、議案第4号令和3年度宇陀衛生一部事務組合一般会計歳入歳出予算について、以上5件が提案されました。承認第1号、議案第1号及び第2号については、事務局長より提案理由の説明がそれぞれ行われ、議案第3号令和2年度一般会計補正予算(第2号)については、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,670千円を増額し、歳入歳出それぞれ115,888千円とすることの説明。議案第4号令和3年度一般会計歳入歳出予算については、歳入歳出総額はそれぞれ120,989千円と定める報告がなされました。以上5件が、原案どおり全会一致で可決及び認定され、副管理者の御杖村伊藤村長の閉会の挨拶により午後4時5分に会議を閉じました。以上で、宇陀衛生一部事務組合定例会の報告と致します。

○議長(山岡隆良君):吉田議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(東宇陀環境衛生組合議会)

○議長(山岡隆良君):次に2月19日開催されました東宇陀環境衛生組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員、2番古川芳明君。

○2番(古川芳明君):2番古川。

○議長(山岡隆良君):古川芳明君。

○2番(古川芳明君):それでは、令和3年第1回東宇陀環境衛生組合議会定例会の報告をさせていただきます。去る、2月19日午後3時より、令和3年第1回東宇陀環境衛生組合議会定例会が東宇陀クリーンセンターにおいて開催いたしました。宇陀市からは組合議長として上田議員、組合議員として、田中議員、松浦議員、井谷議員が出席いたしました。曾爾村からは組合議員として坂井議員、木治議員、宇山議員が出席いたしました。御杖村からは組合副議長として山崎議員、組合議員として、松岡議員、私古川が出席いたしました。組合議会定例会については、10名の全議員出席で議会は成立し、その後、日程に基づき、会議録署名議員の指名、会期の決定を行い、芝田管理者の挨拶のあと議事に入りました。付議された案件は、承認第1号専決処分した事件の承認について(東宇陀環境衛生組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について)、議案第1号令和3年度東宇陀環境衛生組合一般会計予算について、議案第2号奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について以上3件が提案され、承認第1号専決処分した事件の承認については、新型コロナウイルスによる感染症拡大で民間企業の業績が悪化したことを反映した国の人事院勧告に伴い、構成市村にあっても昨年12月の期末手当の引き下げが行われ、構成市村に準じる給与体系の組合にあっても同様に引き下げを行う必要から12月1日付で専決処分され、これに伴い改正する条例第1条から第3条まで組合事務局長より説明を受けたのち審議を行い、全会一致で承認いたしました。議案第1号令和3年度一般会計予算については、衛生費における負担金補助及び交付金の支出内容について及び、総務費における委託料で新規に計画しているホームページ作成に係る内容についての2点の質問が出され、ともに組合事務局長より内容及び目的などの説明を受けたのち、令和3年度当初予算は全会一致で原案どおり可決し、歳入歳出それぞれ2億1千3百97万9千円で前年度対比3百67万3千円の増額予算となっています。議案第2号については、奈良県市町村総合事務組合に組織する葛城広域行政事務組合が本年3月末に解散されることにより、総合事務組合を組織する団体

数の減少に伴う規約の改正を行うにあたり、地方自治法の定めにより、構成する地方公共団体の議会の議決が必要なことから、当議会で審議を行い、原案どおり可決いたしました。以上の3件が原案どおり可決され、午後3時58分に閉会いたしました。以上で令和3年第1回東宇陀環境衛生組合議会定例会の報告といたします。

○議長(山岡隆良君):古川議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(曾爾御杖行政一部事務組合議会)

○議長(山岡隆良君):次に3月2日開催されました曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員、1番葛城昌俊君。

○1番(葛城昌俊君):1番葛城。

○議長(山岡隆良君):葛城昌俊君。

○1番(葛城昌俊君):それでは、令和3年3月曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告をさせていただきます。去る、3月2日午前10時より、令和3年3月曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会が御杖村役場3階会議室において開催されました。曾爾村からは組合議長として木治議員、組合議員として萩原議員、東口議員が出席し、本村からは組合議員として木村議員、盛岡議員、私葛城が出席いたしました。組合議会定例会については、6名の出席で議会は成立し、その後日程に基づき、会議録署名議員、4番萩原議員と5番私葛城が指名されました。会期については1日間とし、木治議長の進行で議事に入りました。付議された議案は、議案第1号曾爾御杖行政一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第2号奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について、議案第3号令和2年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出予算補正(第3号)について、議案第4号令和3年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出予算についての以上4議案が提案されました。議案第1号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、令和3年度以降の期末手当の支給月数を6月期・12月期とも1.275月に改正することの説明、議案第2号については、奈良県市町村総合事務組合を組織する構成団体のうち、葛城広域行政事務組合が令和3年3月31日をもって解散されることにより、奈良県市町村総合事務組合を組織する構成団体の数が減少することから、規約の改正を行うにあたり、地方自治法の定めにより、構成する団体の議会の議決が必要なことの説明がなされ、また、議案第3号令和2年度一般会計歳入歳出予算補正(第3号)については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3千5百72万1千円となる補正予算、議案第4号令和3年度一般会計歳入歳出予算については、総額を歳入歳出それぞれ前年度対比9万円の減額予算3千3百49万6千円とする当初予算の説明がなされ、それぞれの議案について審議を行い、提出された4議案が原案どおり全会一致で可決し、午前10時30分に閉会いたしました。以上、令和3年3月曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告といたします。

○議長(山岡隆良君):葛城議員、ご苦労様でした。以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長(山岡隆良君):次に、日程第4、一般質問でございますが、2月22日の議会運営委員会以降に議員の申し合わせを行い、3月定例会については、新年度予算や条例改正等多くの議案となることから、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策につき、会議時間を短縮するため、一般質問は行わないこととしました。

◎発議第1号御杖村議会会議規則の一部を改正する議会規則の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第5発議第1号御杖村議会会議規則の一部を改正する議会規則の制定についてを議題と致します。本案につきましては、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、趣旨説明を求めます。提出議員、3番吉田俊弘君。

○3番(吉田俊弘君):議長。

○議長(山岡隆良君):3番、吉田俊弘君。

○3番(吉田俊弘君):御杖村議会会議規則の一部を改正する議会規則の制定について、議員4名による提出でございますが、代表いたしまして、私の方からその趣旨につきまして、説明をさせていただきます。今回の改正は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定するものです。また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものです。

以上のことから、会議規則の改正を提案するものでございます。簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、趣旨説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について、採決を行います。日程第5発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第5発議第1号御杖村議会会議規則の一部を改正する議会規則の制定については、原案のとおり可決されました。

◎承認第1号専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度御杖村一般会計補正予算(第9号))

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第6承認第1号専決処分の承認を求めることについて令和2年度御杖村一般会計補正予算第9号を議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれに191万3千円を追加し、補正後の総額を29億2,142万3千円とするものです。主な内容は、新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保に向けた当面の経費で、早急に予算措置の必要があったことから2月8日に専決処分をさせていただきましたので、承認をお願いするものです。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって日程第6承認第1号専決処分の承認を求めることについて令和2年度御杖村一般会計補正予算第9号は、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎承認第2号専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第4号))

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第7承認第2号専決処分の承認を求めることについて令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算第4号を議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本補正予算につきましては、一部の支出において早急な予算措置が必要となり、項及び款を越えて増額と減額を行いました。合計としての増減はございませんが、1月20日に専決処分をさせていただきましたので、承認をお願いするものです。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって日程第7承認第2号専決処分の承認を求めることについて令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算第4号は、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第1号御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第8議案第1号御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案については、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、地方税法施行令の改正及び県統一による標準化にともなう条例の改正をおこなうものでございます。改正の主な内容は、軽減判定所得基準の見直し、また減免基準について県内統一化による見直しを行うものとなっております。詳細については、住民生活課長より説明申し上げます。

○住民生活課長(片岡保昌君):議長。

○議長(山岡隆良君):片岡住民生活課長。

○住民生活課長(片岡保昌君):議案第1号御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明させていただきます。まず軽減判定所得基準の見直しについてです、平成30年の税制改正において、「働き方改革」を後押しする観点から、令和3年1月より、給与所得控除や公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされました。この影響により国保税や保険給付の負担水準に関し、意図せざる影響や不利益を生じさせないため、国民健康保険の基礎控除相当分の基準額を現行の33万円から43万円に10万円引き上げます。また、一定額以上の所得がある給与所得者や年金所得者が2人以上いる世帯については、10万円引き上げるだけでは不利益が生じるため、世帯の一定額以上の所得がある人数から1を引いた数に10万円を乗じた額を加算することで調整を図ります。次に、保険税の減免基準の見直しについては、令和6年度からの奈良県単一化に向け、長期入院や収監等の事由を追加し、保険税減免基準の統一化を図るものです。以上、ご審議、よろしく願います。

○議長(山岡隆良君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と片岡住民生活課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第8議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第8議案第1号御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号御杖村ドクターヘリ場外離着陸場の設置及び 管理に関する条例の制定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第9議案第2号御杖村ドクターヘリ場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、平成30年より、敷津にある「やすらぎフロンティアタウンの旧テニスコート」を、ドクターヘリの離着陸場として利用しておりますが、ヘリの運行を安全かつスムーズに、また適切な離着陸場の維持管理をおこなうため、本条例の制定を行うものです。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君)異議なしと認めます。したがって、日程第9議案第2号御杖村ドクターヘリ場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定については、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第3号御杖村における部落差別撤廃とあらゆる差別をなく すことを目指す条例の全部を改正する条例の制定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第10議案第3号御杖村における部落差別撤廃とあらゆる差別をな

くすことを目指す条例の全部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、平成28年に「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」のいわゆる人権3法が施行されました。このことを受け、更なる人権尊重のむらづくりを目指すため、現行の条例を全部改正し、人権3法に対応した条例としたいのでご提案するものです。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第10議案第3号御杖村における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことを目指す条例の全部を改正する条例の制定についても、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第4号御杖村介護保険条例の一部を改正する条例の 制定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第11議案第4号御杖村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、令和3年度からの第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の内容に伴い、介護保険料の改正が必要となることから、条例の改正を行うものです。介護保険料につきましては、基準月額を1,000円の増とするものです。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第11議案第4号御杖村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についても、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第5号御杖村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について・議案第6号・御杖村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

[一括上程、一括説明、一括質疑、一括討論]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第12・議案第5号・御杖村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第13・議案第6号・御杖村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題と致します。本2議案については、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本2議案について、一括して提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議案第5号及び6号については、同内容の改正でありますので一括して説明を申し上げます。両案につきましては、設備及び運営に関する基準を定める省令の改正により、所要の改正を行うものです。改正の概要は、介護人材の確保と介護現場の業務効率化及び負担軽減、また、感染症や災害への対応力強化、人権擁護・虐待防止措置の義務付け等となっています。両議案とも、原則としてサービス事業者と同じ市町村に居住している方が対象で、議案第5号は要介護、議案第6号は要支援の方を対象としたもので、そのサービスの基準を定めるものです。詳細については、保健福祉課長より説明申し上げます。

○保健福祉課長(廣尾真貴子君):議長。

○議長(山岡隆良君):廣尾保健福祉課長。

○保健福祉課長(廣尾真貴子君):議案第5号第6号の両案につきまして説明させていただきます。両議案につきましては、国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正を踏まえ、御杖村が指定・指導・監督を行っている地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正するものでございます。地域密着型サービスは、原則として、地域密着型サービスの事業所や施設が所存する市町村の住民のみが利用でき、第5号議案は要介護認定、第6号議案は要支援認定の方を対象としたものです。主な改正の内容としましては、地域の実情に応じて、既存の地域資源、地域の人材を活用しながらサービスの実施を可能とする観点から、併設する施設において職員の兼務を可能とするなど、介護人材の確保や介護現場の業務効率化や負担軽減を図るための人員配置基準の見直しを定めたものです。例えば、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。また感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画の策定や訓練の実施の義務づけなど感染症や災害への対応力強化を定めています。そのほか、利用者の人権の擁護や虐待防止等の

観点から、虐待発生や再発を防止するための委員会や研修の義務づけが定められています。両案とも同内容の改正であることから、一括しての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(山岡隆良君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と廣尾保健福祉課長より詳細説明をいただきましたので、これから一括して質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、一括して討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

**◎議案第5号御杖村指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例の制定について**

[採決]

○議長(山岡隆良君):これより、各案件ごとについて採決を行います。日程第12議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第12議案第5号御杖村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

**◎議案第6号御杖村指定地域密着型介護予防サービスの事業の
人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例の制定について**

[採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第13議案第6号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第13議案第6号御杖村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号御杖保育所設置等条例の一部を改正する条例の 制定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第14議案第7号御杖保育所設置等条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、御杖保育所における保育料のうち、3歳児以上については、既に無料としておりましたが、本村の子育て支援策を更に充実するため、3歳未満の園児についても無料といたく、改正を行うものです。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第14議案第7号御杖保育所設置等条例の一部を改正する条例の制定については、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第8号みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する 条 例の制定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第15議案第8号みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、旅行村の使用料につきましては、本条例においてその上限額を定めておりますが、指定管理者の運営によっては、新型コロナウイルス感染症の対策や、シーズン料金の導入も考えられることから、改正を行うものです。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委

員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにした
と思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第15議案第8号・みつえ青少年旅行村
設置条例の一部を改正する条例の制定についても、むらづくり委員会に付託することに決定し
ました。

◎議案第9号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

- 議長(山岡隆良君):次に、日程第16議案第9号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について
を議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、現在、みつえ青少年旅行村・三季館・みつえ温泉姫石の
湯・道の駅伊勢本街道御杖の4施設について、株式会社みつえへ指定管理を行っております
が、3月末をもって終了することから、次期の指定管理についてお諮りするものです。ご審議の
程、よろしくお願ひします。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行
います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委
員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにした
と思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):議なしと認めます。したがって、日程第16議案第9号御杖村の公の施設の指
定管理者の指定についても、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第10号奈良県市町村総合事務組合を組織する地方

公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約

の変更について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第17議案第10号奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公
共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題と致します。
本案については、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理
由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、奈良県市町村総合事務組合を組織する構成団体が、3月末をもって減少することとなり、規約の一部変更が必要となることからご提案するものです。詳細については、総務課長より説明申し上げます。
- 総務課長(中嶋英樹君):議長。
- 議長(山岡隆良君):中嶋総務課長。
- 総務課長(中嶋英樹君): 本案につきましては、構成する地方公共団体のうち、令和3年3月31日をもって葛城広域行政事務組合が解散され、本組合を組織する地方公共団体でなくなることとなります。このため組織する団体の数が減少することとなり規約の一部改正が必要となります。地方自治法第286条第1項の規定に基づき、奈良県知事に許可を申請するにあたり、同法第290条の規定に基づき議決を求めるものです。以上、提案説明とさせていただきます。
- 議長(山岡隆良君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中嶋総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。
- (「質疑なし」の声あり)
- 議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。
- (「討論なし」の声あり)
- 議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第17議案第10号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。
- (全員／起立)
- 議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第17・議案第10号・奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号令和2年度御杖村一般会計補正予算(第10号) の議定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

- 議長(山岡隆良君):次に、日程第18議案第11号令和2年度御杖村一般会計補正予算第10号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(山岡隆良君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれに7,406万3千円を追加し、補正後の総額を29億9,548万6千円とするものです。主な内容ですが、地方交付税留保分のはき出しによる歳入の増額や、歳出では、請負差金や実績減少による減額調整を行い、それらの収支余剰分を財政調整基金へ積み増しております。また、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業として、歳入歳出ともに同額を計上しております。ご審議の程、よろしく願います。
- 議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。
- (「質疑なし」の声あり)
- 議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委

員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにした
と思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第18議案第11号令和2年度御杖村一
般会計補正予算第10号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第12号令和2年度御杖村簡易水道事業特別会計 補正予算(第2号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

- 議長(山岡隆良君):次に、日程第19議案第12号令和2年度御杖村簡易水道事業特別会計補正
予算第2号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊
藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれから95万9千円を減額し、補正後の
総額を1億3,227万円とするものです。内容は、県域水道一体化に向けた資産台帳整備事業
負担金の減少となっています。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行
います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委
員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにした
と思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第19議案第12号令和2年度御杖村簡
易水道事業特別会計補正予算第2号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決
定しました。

◎議案第13号令和2年度御杖村国民健康保険特別会計 補正予算(第5号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第20議案第13号令和2年度御杖村国民健康保険特別会計補正
予算第5号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊
藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、事業勘定の歳入歳出それぞれ19万6千円を減額し、補

正後の総額を2億8,495万5千円とするものです。また、診療施設勘定は、新たな補助金が措置されることにより、繰入金との調整を行ったもので、合計としての増減はありません。ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第20議案第13号令和2年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第5号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第14号2年度御杖村介護保険特別会計補正 予算(第5号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第21議案第14号令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算第5号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ252万5千円を減額し、補正後の総額を4億2,351万2千円とするものです。主な内容は、システム改修費用の減額と、保険給付費の増となっています。ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第21議案第14号令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算第5号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第15号令和2年度御杖村後期高齢者医療特別 会計補正予算(第3号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第22議案第15号令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第3号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ150万円を追加し、補正後の総額を4,000万5千円とするものです。主な内容は、保険料収入が増加したことによるものです。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第22議案第15号令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第3号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎休憩(午前11時07分)

○議長(山岡隆良君):これより暫時休憩いたします。会議は午前11時15分に再開しますので、それまでに議場にお入りください。

◎再開(午前11時15分)

○議長(山岡隆良君):休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎村長施政方針

○議長(山岡隆良君):次の日程第23議案第16号から日程27議案第20号までは、令和3年度の一般会計予算及び特別会計予算4議案となります。審議に入ります前に、伊藤村長より、新年度に向けての施策方針を伺いたいと思います。伊藤村長よろしく申し上げます。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):令和3年3月議会定例会において、新年度の予算を提案するにあたり、村政運営における私の所信と、施策の大綱を申し述べ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご

協力をお願い申し上げたいと思います。

私は、皆さまの温かいご支援をいただき、就任以来、村民の声を聴くことを基本姿勢とし、議員各位のご理解ご協力のもと、村政を進めてまいりました。2期目の昨年は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、これまでの日常を一変させるような年となりましたが、本村では、第4次御杖村長期総合計画を策定し議決をいただき、10年間の再スタートを切りました。総合計画においては、様々な施策を杖に、御杖村に関わる様々な方々との豊かな関係性の創造を縁を結ぶに例え、引き続き様々な縁結びによる、ふるさとづくりに取り組んで参りたいと思います。

令和3年度予算の編成にあたり、村政を取り巻く国内情勢などにつきましてご報告申し上げます。内閣府が公表した2月の月例経済報告によれば、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられるとされています。令和2年7月に財務大臣が閣議で説明した国の令和3年度予算の具体的な方針では、要求額は、基本的に対前年度同額、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費については、別途、所要の要望を行うことができるとする、これまでの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する、年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴ういわゆる自然増等については、予算編成過程で検討するとされたところです。これによる現時点の政府一般会計予算案は対前年度比5.7%増の総額106兆6千億円となっています。

一方、本村の財政状況は、歳入面では令和2年度の普通交付税が新たに創設された地域社会再生事業費の増額などにより、令和元年度に比べ約5,600万円の増となりました。しかし、現在、国で集計中の令和2年国勢調査による本村の人口は大幅な減少が予想され、これを基礎数値として算定する地方交付税額が、令和3年度以降減額となる見込みであります。本村は村税を中心とする自主財源に乏しく、地方交付税に大きく依存した財政構造であり、今後の国の動向によっては、さらに財源の確保が困難となることが予想されます。歳出面では、公債費は年々減額となっているものの、引き続き地方創生事業を実施することに加え、現在進めている小中一貫統合校舎整備事業も多くの経費が必要であり、過疎対策債をはじめとする有利な財源の確保に努める必要があります。

さて、新型コロナウイルス感染症への対応ですが、現在、国民へのワクチン接種に向け国を挙げての準備が進められております。本村も早期開始に向けて検討を重ねておりますが、課題も多く、希望者全員への接種完了には時間を要すると思われれます。また、新しい生活様式への対応や、疲弊した経済の回復に向けた取り組みも必要です。国の施策に注視しながら、適時適切な対応策を講じてまいりたいと思います。このような厳しい財政状況の中、喫緊の課題である過疎化・少子高齢化対策等の施策を推進するため、全ての業務について効率化に取り組み、あらゆる支出についての見直しと事務事業の総点検を行い、限られた財源を有効に活用出来るよう、創意工夫のもと予算編成に取り組むことが求められています。

それでは、新年度の予算案についてご説明申し上げます。令和3年度一般会計の予算規模は、25億6,100万円、2年度当初予算に対して6%、1億4,400万円の増額となりました。一般会計及び特別会計を合わせ、会計間での重複する金額を除いた純計予算総額は、約33億5,821万5千円となり、2年度当初予算と比較して5.7%、1億8,174万8千円の増となっています。以下、新年度予算案の概要につきまして、長期総合計画における基本目標に沿ってご説明申し上げます。

先ず、創造の杖による地域資源を活かした産業の振興についてであります。農業には、食料の生産だけではなく、国土・自然環境の保全などの経済効率だけでは考えられない社会的役割があります。しかし、生産者の減少や高齢化が進行し、農地の健全な保全部管理や生産活動をどのように維持していくかが極めて重要な課題となっています。

こうしたことから、集落を単位とする農用地の健全な維持と保全のため、農業生産活動を継続するための活動に対する支援として中山間地域等直接支払制度、農業用施設の長寿命化に取り組む活動に対しては多面的機能支払制度により、これら日本型直接支払制度を活用した支援を引き続きおこなって参ります。本村単独の取り組みとしては、既に廃止された国の直接支援制度を補完し、米の価格低迷に苦しむ農家への支援策として、村単独、米の直接支払交付金事業を平成31年度より行っています。更に、農業生産活動の継続に前向きに取り組む集落に対して、中山間集落支援事業として村単独の支援を令和2年度より開始しています。

担い手の確保対策としては、新規就農者支援を更に充実したものとするをはじめ、農業分野における地域おこし協力隊の募集を引き続き行うことにより、担い手の確保と育成を図ります。また、中核的な農家への支援として、認定農業者等が経営基盤強化のために取り組む資機材整備等に対して、新たな支援策を導入します。

林業については、国産材価格低迷のほか、林家の造林意欲の減退や、廃業により、担い手の減少と山林の荒廃が続いてきました。しかし、山林を適正に管理することは、産業としての価値だけでなく、水源の涵養や災害の抑制、景観や環境の保全のためにも重要です。本村の林業についても、林業従事者の減少や高齢化により、後継者問題が深刻化しています。現在4名の地域おこし協力隊員が、自伐型林業や森林組合での研修を行っておりますが、隊員の追加募集も引き続き行い、後継者対策と林業経営の推進に取り組んでいきます。また、荒廃防止のための施業放置林整備事業を、国からの森林環境譲与税を活用して引き続き実施するとともに、間伐材等の地域内循環利用促進のため、観光施設等での利用施策を進めます。

商工業では、村内消費喚起と新型コロナウイルス感染症による低迷からの振興策として、プレミアム商品券発行事業を引き続き行います。観光では、本村の中心的な観光施設である道の駅・温泉温浴施設について、建設当初から15年が経過し、設備等の老朽化による故障の発生が増えています。部分的な補修対応にも限界が来ていることから、緊急度も考慮しながら一定規模の設備更新を行います。近年、ドライブやツーリングでの国道369号線を往来する車両の増加が見られます。来訪者にとって満足度の高いむらづくりを進めるため、観光案内所を兼ねたトイレ整備に着手いたします。

次に、育成の杖による地域ぐるみの学び・育ちの推進についてであります。

本村では、年間の出生数は1ケタ台に留まっており、ゼロの年もあります。子育て中の保護者が少ない中でも、子どもたちが健やかに育つよう、地域ぐるみで支えていくことが求められます。特に子育てにかかる経済的負担の軽減については、これまでも中学校修了までの医療費助成や、保育料の軽減、給食費の無償化、予防接種の一部助成を行ってきましたが、新年度からは、3歳未満である低年齢児の保育料も無償化にしたいと考えています。また、国際化が進む時代にあって、世界に出ても活躍できる御杖の子を育てるため、令和元年度よりグローバル人材育成塾として小中学生を対象に英会話塾の運営を開始しています。参加している子どもたちの反応からは、良い効果が早速現れていると感じています。小学校でも英語の教科が必修化となっています。新年度からは、保育所の園児にも、英語に親しむ時間を設けたいと思います。

学校教育の充実では、児童生徒数が減少する中、集団活動を通じてコミュニケーション力を育むとともに、人材と設備を集中することによる有効活用を図るため、施設一体型の小中一貫校を運営いたします。現在、継続費予算を組んで統合校舎の整備を進めており、本年の8月完成を目指しています。統合校舎による9年間の小中一貫教育において、教育目標や連続したカリキュラムにより、教育効果が高まると期待するものです。

歴史文化の保全と発展では、文化庁の「歴史の道百選」に選定されている伊勢本街道について、国の史跡登録をめざして各種調査研究を行い、街道整備に取り組みます。新年度は、基礎調査としての地形測量を行います。

次に、支えあう健康なむらづくりの推進についてであります。

昨年、全世界に広がった新型コロナウイルスですが、日本でも緊急事態宣言が行われるなど、これまでの生活様式が一変するような事態となりました。本村においても、村民の皆さんに基本的な予防策を徹底するようお願いをしてきました。幸いにも本村での感染は確認されてはおりませんが、高齢者には命に関わるウイルスであるため、引き続きの予防策をお願いするものです。現在、ワクチンの接種に向けた準備を行っております。2年度の補正予算で計上している経費もありますが、新年度予算にも必要経費の一部を計上しています。接種の実施にあたっては、課題も多くありますが、村民皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

次に、高齢者支援の充実についてであります。

高齢化が進む本村ですが、すべての高齢者が、住み慣れた地域の中で安心していきいきと暮らせるよう、介護予防のための幅広い事業の実施をはじめ、介護保険サービスやその他のサービス、地域の支え合い活動を推進します。新年度より第8期の介護保険計画がスタートします。介護保険の給付が増加する中、介護を必要とする人が、公平な負担のもと、良質な介護サービスが受けられるよう、サービスの安定確保を図るとともに、給付費と保険料のバランスのとれた適正管理に努め、健全かつ安定した事業運営を目指します。

最後に、環境の杖による安全で快適な暮らしの保障についてであります。

村道の整備につきましては、隣村からの観光客周遊道路として重要となる井出谷太良路線について、一部区間の計画の見直しを含め改良を進めていきます。また、安心・安全な道路環境をめざして、引き続き、舗装補修、道路の法面对策及び橋梁の長寿命化補修事業を進めます。

簡易水道の整備については、継続している桃俣簡易水道配水管路更新工事を令和4年度で終える予定で、令和3年度からは菅野簡易水道配水管路工事の設計に着手します。また、台風等による停電時の給水施設稼働対策として、神末簡易水道に続き、土屋原浄水場における非常用電源の整備を行います。安定した安心・安全でおいしい水の供給に努めます。

消防救急体制の維持強化では、現在、敷津にある旧テニスコートを、ドクターヘリの離着陸場として利用しておりますが、村民の安全安心な暮らしの確保に向けヘリの運行を、更に安全かつスムーズに行えることを目指し、離着陸場所の舗装を行いたいと思います。

人権尊重のむらづくりでは、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法のいわゆる人権3法への対応を基本に、あらゆる差別や暴力・虐待をなくすための啓発・教育を継続的に推進するとともに、人権侵害を早期に発見し、関係機関が連携しながら適切な相談支援や養護体制の充実に努めます。

以上、村政運営に対する私の所信と、令和3年度予算案の骨格につきまして申し上げさせていただきました。新型コロナウイルスへの対応等、これまで経験のない課題も山積しております

が、村民の皆様が安全で安心して暮らせるむらづくりに向け村政を進めてまいりたいと思います。議員各位をはじめ村民皆様のご理解ご協力をお願い申し上げ、概要ではございますが、令和3年度の予算説明といたします。

◎議案第16号令和3年度御杖村一般会計予算の議定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長(山岡隆良君):ありがとうございました。それでは、日程23議案第16号令和3年度御杖村一般会計予算の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ25億6,100万円とするものです。前年度と比べ、1億4,400万円、6%の増となっております。概要につきましては、副村長より説明申し上げます。

○副村長(松原永治君):議長。

○議長(山岡隆良君):松原副村長。

○副村長(松原永治君):副村長の松原でございます。続きまして私から、令和3年度御杖村一般会計予算の概要についてご説明申し上げます。説明に入ります前に、予算書のレイアウト変更についてご報告いたします。お手元の令和3年度御杖村一般会計予算書の2ページ以降をお開き下さい。今年度行いました財務会計システムの変更に伴いまして、レイアウトがこれまでの横組みから、決算書と同様、縦組みに変更となっておりますので、よろしくお願ひいたします。なお、145ページからの、予算の内容に関する説明書附表については、前年度同様、横組みとなっております。

それでは、お手元、令和3年度予算案説明要旨及び説明資料をご覧ください。7ページの(1)令和3年度一般会計・特別会計予算案総括表でございます。一般会計は、総額25億6,100万円で、前年度に比べて1億4,400万円、6.0%の増額となっております。では次に歳入についてご説明させていただきます。8ページの(2)令和3年度一般会計予算案歳入の款別内訳をご覧ください。1.の村税です。自主財源の中心となる村税の総額は1億771万8千円で、前年度に比べて55万9千円、0.5%の増額を見込んでいます。主な内容を税目別に申し上げますと、右、9ページの説明番号①に記載のとおり、固定資産税が太陽光パネル設置に伴う償却資産の増により213万3千円増額となる一方、たばこ税が喫煙者の減少等により26万7千円の減額、村民税が給与所得者の減少により135万1千円の減額を見込んでおります。戻って8ページ、歳入予算全体に対する村税の構成比では、4.2%にとどまっています。続いて2.の地方譲与税です。地方譲与税は5,582万5千円で、前年度に比べて233万7千円、4.0%の減額を見込んでおります。9ページ、説明番号②に記載のとおり、自動車重量譲与税が、エコカー減税の延長に伴う自動車重量税の減収による影響で、226万6千円の減額となる見込みです。森林環境譲与税については昨年度同額としております。なお交付される全額を森林整備の費用に関する事業に充てることとされております。対象事業については、この資料の最終30ページの(11)森林環境譲与税を財源とした事業に記載しています。説明は割愛させていただきます。8ページ

に戻りまして、7.の地方消費税交付金です。地方消費税交付金は3,222万4千円で、前年度に比べて185万8千円、6.1%の増額を見込んでいます。29ページ(10)地方消費税交付金・消費税率引き上げ分を財源とした社会保障経費に記載のとおり、消費税率引き上げによる増収分の交付額を1,588万2千円見込んでおります。この増収分については、記載のとおりすべて社会保障施策に要する経費に充てることとされております。8ページに戻りまして、8.環境性能割交付金です。令和元年度の税制改正により、自動車取得税に代わり導入されたものです。環境性能割交付金は、自動車の新規取得者の減少により、対前年度で7.3%減の780万円を見込んでいます。次に、9.地方特例交付金です。自動車税及び軽自動車税等の減収補てん分の増により、対前年度で122万2千円の大幅増を見込んでいます。次に、10.の地方交付税です。歳入予算の44.7%を占める地方交付税は、総額で11億4,552万5千円で、前年度に比べて507万5千円、0.4%の減額を見込んでいます。この減額は、令和3年度の算定根拠として令和2年の国勢調査人口を用いるためで、前年度当初予算で見込んでいなかった地域社会再生事業費分の増額分を国勢調査人口による減額分が上回る結果によるものです。9ページ、説明番号⑥のとおり、普通地方交付税は10億552万5千円で、前年度に比べて507万5千円の減額となる見込みです。なお特別地方交付税は1億4,000万円で、前年度と同額を見込んでいます。8ページに戻りまして、14.国庫支出金です。国庫支出金は3億2,951万4千円で、前年度に比べて8,104万6千円、32.6%の増額を見込んでいます。主な増額要因といたしましては、10ページの説明番号⑨に記載のとおり、統合学校施設整備事業補助金の5,200万円、地方道路整備事業交付金の2,013万円があげられます。主な減額要因といたしましては、林業振興費補助金・美しい森林づくり基盤整備交付金の204万4千円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の148万8千円、橋梁長寿命化修繕補修事業交付金の134万2千円があげられます。8ページに戻りまして、15.県支出金は9,553万6千円で、前年度に比べて4,751万4千円、33.2%の減額となっております。主な減額要因といたしましては、10ページの説明番号⑩に記載のとおり、林業振興費補助金の施業放置林整備事業分3,955万円、地籍事業負担金の1,459万2千円があげられます。一方、主な増額要因といたしましては、衆議院議員総選挙委託金の250万円があげられます。8ページに戻りまして、21.村債は5億9,090万円で、前年度に比べて3,570万円、6.4%の増額を見込んでいます。11ページ、説明番号⑭に記載のとおり、過疎対策事業債を5億4,770万円、緊急防災・減災事業債を970万円、一般単独事業債・自然災害防止事業を150万円見込んでおり、地方交付税の財源不足を地方債により調達することとされる臨時財政対策債は、3,200万円を計上しています。歳入区分につきまして、主なものをご説明させていただきました。その他の歳入区分についても、9ページからの(3)一般会計歳入予算案の主な対前年度増減要因に記載のとおりです。

では次に歳出についてご説明させていただきます。12ページ(4)令和3年度一般会計予算案歳出の性質別内訳をご覧ください。義務的経費のうち人件費は5億1,096万5千円で、前年度に比べて909万4千円、1.8%の増額となります。13ページ、説明番号①に記載のとおり、増額となる主な理由は、一般職の定期昇給等による241万9千円、一般職3名の退職者のうち2名を再任用することに加え、新たに3名の採用を行うことによる783万円の増額によるものです。減額の主な理由は、退職手当負担金 124万9千円のほか、議員、特別職・一般職について、人勧による期末手当の減額合計84万6千円によるものです。12ページに戻って、2行目の扶助費は1億1,722万3千円で、前年度に比べて225万4千円、1.9%の減額となります。13ページの説

明番号②に記載のとおり、障害者自立支援介護給付が、197万8千円、老人保護措置が180万円、それぞれ減額となります。一方、重度心身障害者老人等医療費、ひとり親家庭医療費、子ども医療費、心身障害者医療費の福祉医療が、合計で139万6千円の増額を見込んでおります。12ページに戻って、3行目の公債費は2億1,187万1千円で、前年度に比べて1,874万4千円、9.7%の増額となります。平成29年度借入分の村債の元金償還開始によるものが、主な理由です。投資的経費のうち、普通建設事業費は8億7,954万7千円で、前年度に比べて1億162万9千円、13.1%の増額となります。13ページの説明番号③に記載のとおり、増額となる主な事業は、新規事業として、小中学校統合校舎で使用する複合機・システムサーバー、施設備品等購入のほか、温泉マイクロバス・空調設備更新、災害防除事業等です。減額となる主な事業は、続く14ページに記載のとおり、終了する統合校舎施設整備実施設計のほか、施業放置林整備事業、橋梁長寿命化補修事業、三季館の設備整備等です。12ページに戻って、その他の経費です。物件費は2億9,696万7千円で、前年度に比べて2,132万円、7.7%の増額となります。増額となる主な事業は、14ページ説明番号④に記載のとおり、基幹系システム及び戸籍システムの更新、新型コロナウイルスワクチン接種事業、住民税制度改正対応システム改修等となっています。減額となる主な事業は、続く15ページに記載の、地籍調査事業、保育所備品等となっております。12ページに戻って、その他の経費3行目、補助費等です。補助費等は3億1,219万1千円で、前年度に比べて1,086万9千円、3.6%の増額となります。増額となる主な事業は、15ページ説明番号⑤に記載のとおり、消防団員退職報償金のほか、新たに創設されました村議会議員選挙の選挙公営制度、奈良県広域消防組合負担金等となっています。減額となる主な事業は、プレミアム商品券発行事業、自治体中間サーバー運営負担金、曾爾御杖行政一部事務組合負担金等でございます。12ページに戻って、その他の経費のうち、下から2行目の繰出金です。繰出金は1億9,906万1千円で、前年度に比べて2,058万3千円、11.5%の増額となります。増額となる繰出金は、15ページ、説明番号⑥に記載のとおり、介護保険特別会計繰出金、国保特別会計診療施設勘定繰出金等となっています。減額となる繰出金は、簡易水道事業特別会計繰出金、国保特別会計事業勘定繰出金等になります。以上、歳出の性質別内訳で主なものをご説明させていただきました。その他の経費につきましても、13ページからの(5)一般会計歳出予算案の性質別内訳の主な対前年度増減要因に記載のとおりです。

次に目的別歳出の状況につきまして説明をさせていただきます。資料16ページの(6)令和3年度一般会計予算案歳出の款別内訳をご覧ください。10.教育費が、統合学校の複写機・サーバー等の更新、備品等の購入、統合校舎LAN整備により、5,067万9千円、7.8%の増額となります。3.民生費が、人事異動に伴う社会福祉費職員給料・期末勤勉手当、介護保険特別会計繰出金の増額等により、3,687万9千円、9.3%の増額となります。その他、9.消防費が、ドクターヘリ場外離着陸場整備、統合学校防火水槽整備等により、2,762万9千円で28.2%、8.土木費が、災害防除事業、橋梁定期点検事業、村道舗装補修事業等により、2,471万7千円で10.1%、それぞれ増額となります。一方、6.農林水産業費が、森林環境整備基金積立金、施業放置林整備事業の減額などにより、2,802万3千円で17.9%、2.総務費が、地籍調査事業の減額等により、501万1千円で1.2%、それぞれ減額となります。その他区分の増減要因につきましては、17ページからの(7)一般会計歳出予算案の款別内訳の主な対前年度増減要因の資料に記載のとおりです。資料20ページからの(8)令和3年度一般会計予算案の主な施策につき

ましては、全員協議会において担当課長よりご説明申し上げます。以上、令和3年度一般会計予算案の概要についてご説明させて頂きました。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(山岡隆良君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と松原副村長より概要説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程23議案第16号令和3年度御杖村一般会計予算の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第17号令和3年度御杖村簡易水道事業特別 会計予算の議定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第24議案第17号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,920万5千円とするものです。前年度と比べ、334万8千円、2.5%の減となっております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第24議案第17号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第18号令和3年度御杖村国民健康保険特別 会計予算の議定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第25議案第18号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきまして、事業勘定は、歳入歳出それぞれ2億8,771万2千円とするものです。前年度と比べ、512万5千円、1.8%の増となっております。また、診療施設勘定は、1億1,593万8千円とするものです。前年度と比べ、994万2千円、9.4%の増となっております。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第25議案第18号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第19号令和3年度御杖村介護保険特別会計 予算の議定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第26議案第19号令和3年度御杖村介護保険特別会計予算の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきまして、歳入歳出それぞれ4億3,552万9千円とするものです。前年度と比べ、7,807万円、21.8%の増となっております。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第26議案第19号令和3年度御杖村介護保険特別会計予算の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第20号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別 会計予算の議定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

- 議長(山岡隆良君):次に、日程第27・議案第20号・令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(山岡隆良君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきまして、歳入歳出それぞれ3,987万9千円とするものです。前年度と比べ、234万4千円、6.2%の増となっております。ご審議の程、よろしく申し上げます。
- 議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。
- (「質疑なし」の声あり)
- 議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第27議案第20号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

[上程、説明]

- 議長(山岡隆良君):次に、日程第28諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。本案については、議会運営委員長長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(山岡隆良君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):ただいま上程されました人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。法務大臣より委嘱され、現在人権擁護委員にご就任いただいています岡田法顕氏が令和3年6月30日で任期満了となります。人権擁護委員法第6条第3項の定めるところにより、法務大臣に対し、後任候補者の推薦手続をいたしたく、議会の意見を求めるものでございます。岡田氏は、平成8年から8期にわたり、ご多忙にもかかわらず人権思想の普及と人権の擁護に努められ、人権相談を初め、みずから学校等において人権講座を行うなど多方面に献身的なご努力をいただいております。この豊富な経験と実績をもって、さらに充実した人権擁護委員活動を行っていただけるものと確信し、再度推薦しようとするものでございます。何とぞ、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。
- 議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきました。本案につきましては、御杖村議会会議規則第59条第4項の規定により、質疑及び討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):議なしと認めます。したがって、日程第28諮問第1号について、質疑及び討論を省略します。

◎休憩(午後0時6分)

○議長(山岡隆良君):ここで暫時休憩いたします。整い次第再開いたします。

◎再開(午後0時7分)

○議長(山岡隆良君):休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

[採決]

○議長(山岡隆良君):これより、日程28諮問第1号について採決を行います。本案諮問に対し、休憩中お手元に配布いたしました答申案のとおり適任である旨の意見を附して、答申したいと思えます。これに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第28諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任として答申することに決定しました。

◎同意第1号御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて・同意第2号御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて・同意第3号御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて

[一括上程、一括説明]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第29同意第1号から日程第31同意第3号の御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについてを一括議題とします。本3議案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本3議案について、一括して提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):公平委員会の委員選任につき一括してご説明申し上げます。現在就任いただいている3名の任期が、令和3年3月31日をもって満了となることから、後任として次の方々を選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものです。選任させていただきたいのは、大字神末1036番地 峯文男氏、大字菅野2415番地徳田福男氏、大

字土屋原1703番地上垣善希氏以上3名の方々です。いずれの方も人格が高潔で、温厚、誠実な人柄は、公平委員会の委員として最も適任であると信じますので、選任をたく議会の同意を求めるものでございます。任期は、令和3年4月1日から4年間でございます。ご審議の上ご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

- 議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきました。本3案件につきましても、御杖村議会会議規則第59条第4項の規定により、質疑及び討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第29同意第1号から日程第31同意第3号についても、質疑及び討論を省略します。これより、各案件ごとについて採決を行います。

◎同意第1号御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて

[採決]

- 議長(山岡隆良君):日程第29同意第1号について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第29同意第1号御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎同意第2号御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて

[採決]

- 議長(山岡隆良君):次に、日程第30同意第2号について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第30同意第2号御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎同意第3号御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて

[採決]

- 議長(山岡隆良君):次に、日程第31同意第3号について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第31同意第3号御杖村公平委

員会の委員選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎同意第4号御杖村監査委員の選任につき同意を 求めることについて

[上程、説明、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第32同意第4号御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、現在、本村の代表監査委員に就任いただいている丸山廣光氏が、令和3年5月8日をもって任期満了となります。後任として、大字土屋原1555番地、片桐章行氏を選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。ご承知のとおり、片桐氏は長い間郵便局にお勤めされるとともに、経営的な立場により管理監督される郵便局長も経験されるなど、豊富な経験と深い識見を有しておられます。また人格が高潔で、地域住民の信頼も厚いことから、監査委員としてまさに適任者であると確信し委員をお願いするものでございます。任期は、令和3年5月9日から4年間でございます。ご審議の上ご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきました。本案につきましても、御杖村議会議事規則第59条第4項の規定により、質疑及び討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第32同意第4号についても、質疑及び討論を省略します。これより、本案について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第32同意第4号御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎散会の宣言

○議長(山岡隆良君):以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。次回の本会議は3月18日木曜日・午後1時30分より開くことに致します。本日は、これにて散会致します。お疲れ様でした。

(午後0時15分 散会)

(令和3年3月18日)

令和3年3月御杖村議会定例会(第2号)

令和3年3月18日(木)
開議 午後1時30分

◎議事日程〔審議結果〕

第1 承認第1号〔原案承認〕

専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度御杖村一般会計補正予算(第9号))

第2 承認第2号〔原案承認〕

専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第4号))

第3 議案第2号〔原案可決〕

御杖村ドクターヘリ場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定について

第4 議案第3号〔原案可決〕

御杖村における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことを目指す条例の全部を改正する
条例の制定について

第5 議案第4号〔原案可決〕

御杖村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第7号〔原案可決〕

御杖保育所設置等条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第8号〔原案可決〕

みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議案第9号〔原案可決〕

御杖村の公の施設の指定管理者の指定について
(みつえ青少年旅行村・三季館・みつえ温泉「姫石の湯」・道の駅伊勢本街道御杖)

第9 議案第11号〔原案可決〕

令和2年度御杖村一般会計補正予算(第10号)の議定について

第10 議案第12号〔原案可決〕

令和2年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の議定について

第11 議案第13号〔原案可決〕

令和2年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の議定について

第12 議案第14号〔原案可決〕

令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第5号)の議定について

第13 議案第15号〔原案可決〕

令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の議定について

第14 議案第16号〔原案可決〕

令和3年度御杖村一般会計予算の議定について

第15 議案第17号〔原案可決〕

令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について

第16 議案第18号〔原案可決〕

令和3年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について

第17 議案第19号 [原案可決]

令和3年度御杖村介護特別会計予算の議定について

第18 議案第20号 [原案可決]

令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について

第19 発委第1号 [原案決定]

閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

第20 発委第2号 [原案決定]

閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(8名)

議 長	山 岡 隆 良 君	副議長	吉 田 俊 弘 君
1 番	葛 城 昌 俊 君	2 番	古 川 芳 明 君
5 番	松 岡 一 生 君	6 番	木 村 忠 雄 君
7 番	盛 岡 英 成 君	8 番	山 崎 往 男 君

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

3 番 吉 田 俊 弘 君 5 番 松 岡 一 生 君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村 長	伊 藤 収 宜 君
副 村 長	松 原 永 治 君
教 育 長	丸 山 栄 君
総務課長	中 嶋 英 樹 君
保健福祉課長	廣 尾 真 貴 子 君
住民生活課長	片 岡 保 昌 君
会計管理者	今 井 智 君
教育委員会次長	中 村 康 幸 君
むらづくり振興課長	仲 子 雄 史 君
産業建設課長	古 谷 匡 敏 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 森 本 成 則 君

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(山岡隆良君):皆さん、ご苦労様でございます。本日の3月定例会の続会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達していますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の日程第2号とおりとします。

◎承認第1号専決処分の承認を求めることについて(令和2年度御杖村一般会計補正予算(第9号))・承認第2号専決処分の承認をを求めることについて(令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第4号))

[一括上程、委員長報告・一括質疑]

○議長(山岡隆良君):ただちに議題に入ります。日程第1承認第1号専決処分の承認を求めることについて、令和2年度御杖村一般会計補正予算第9号、日程第2承認第2号専決処分の承認をを求めることについて、令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算第4号の2議案につきましては、予算決算委員会に付託した案件でございます。これを一括議題とし、御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、委員長から一括して審査経過及び結果の報告をお願いします。松岡委員長。

○委員長(松岡一生君):議長。5番松岡。

○議長(山岡隆良君):松岡一生君。

○委員長(松岡一生君):予算決算委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、日程第1承認第1号及び日程第2承認第2号につきまして、その審査の経過と結果についてご報告いたします。まず、審査の経緯でございますが、去る3月9日の本会議におきまして、専決補正予算2件及び補正予算5件、令和3年度当初決算5件の合計12件の案件が付託されたことにより、3月15日に委員会を開催いたしました。当日は、全委員及び村長をはじめ各部局の所属長出席のもと審査を行い、3月17日予備日を設定していましたが、付託されました12案件すべての審査が終了しましたので、3月15日をもって閉会いたしました。

審査の経過でございますが、承認第1号及び承認第2号につきまして、質疑及び討論と採決を行いました。採決の結果につきましては、承認第1号承認第2号ともに、全員の賛成により、承認すべきもの決定いたしました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(山岡隆良君):松岡委員長、ご苦労様でした。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎承認第1号専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度御杖村一般会計補正予算(第9号))

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。まず、日程第1承認第1号専決処分の承認を求めることについて・令和2年度御杖村一般会計補正予算第9号を議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、承認です。日程第1承認第1号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第1承認第号専決処分の承認を求めることについて、令和2年度御杖村一般会計補正予算第9号は、委員長の報告のとおり承認されました。

◎承認第2号専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第4号))

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第2承認第2号専決処分の承認を求めることについて、令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算第4号を議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、承認です。日程第2承認第2号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第2承認第2号専決処分の承認を求めることについて、令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算第4号は、委員長の報告のとおり承認されました。

◎議案第2号御杖村ドクターヘリ場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定について・議案第3号御杖村における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことを目指す条例の全部を改正する条例の制定について・議案第4号御杖村介護保険条例の一部を改正する

条例の制定について・議案第7号御杖保育所設置等条例の一部を
改正する条例の制定について・議案第8号みつえ青少年旅行村設
置条例の一部を改正する条例の制定について・議案第9号御杖村の
公の施設の指定管理者の指定について

[一括上程、委員長報告、一括質疑]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第3議案2号御杖村ドクターヘリ場外離着陸場の設置及び管理に
関する条例の制定について、日程第4議案第3号御杖村における部落差別撤廃とあらゆる差別
をなくすことを目指す条例の全部を改正する条例の制定について、日程第5議案第4号御杖村
介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、日程第6議案第7号御杖保育所設置
等条例の一部を改正する条例の制定について、日程第7議案第8号みつえ青少年旅行村設置
条例の一部を改正する条例の制定について、日程第8議案第9号御杖村の公の施設の指定管
理者の指定についての6議案につきましては、むらづくり委員会へ付託した案件でございます。
これを一括議題とし、御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、委員長から一括して審
査経過及び結果の報告をお願いします。山崎委員長。

○委員長(山崎往男君):議長。8番山崎。

○議長(山岡隆良君):山崎往男君。

○委員長(山崎往男君):むらづくり委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、6議案につ
きまして、その審査の経緯と結果について、一括して、ご報告させていただきます。まず、審
査の経緯でございますが、去る3月9日の本会議におきまして、議案第2号御杖村ドクターヘリ
場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第3号御杖村における部落
差別撤廃とあらゆる差別をなくすことを目指す条例の全部を改正する条例の制定について、議
案第4号御杖村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号御杖保育所
設置等条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号「みつえ青少年旅行村設置条
例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号御杖村の公の施設の指定管理者の指定
について以上の6議案が付託されたことにより、3月12日に委員会を開催いたしました。当日
は、全委員及び村長をはじめ各部局の所属長出席のもと審査を行いました。審査の経過で
ございますが、案件ごとに質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より多くの質疑
が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですの
で、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、6議案とも全員の賛成により、原
案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、議案第2号から議案第4号及び議案第
7号から議案第9号についてのむらづくり委員会の報告とさせていただきます。

○議長(山岡隆良君):山崎委員長、ご苦労様でした。これから、委員長報告に対する質疑を行いま
す。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎第3議案2号御杖村ドクターヘリ場外離着陸場の設置及び管理に関す
る条例の制定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):続いて各議案ごとに、討論及び採決を行います。まず、日程第3議案2号御杖村ドクターヘリ場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第3議案第2号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第3議案2号御杖村ドクターヘリ場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第3号御杖村における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことを目指す条例の全部を改正する条例の制定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第4議案第3号御杖村における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことを目指す条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第4議案第3号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第4議案第3号御杖村における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことを目指す条例の全部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第4号御杖村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第5議案第4号御杖村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第5議案第4号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第5議案第4号御杖村介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第7号御杖保育所設置等条例の一部を改正する条例の制定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第6議案第7号御杖保育所設置等条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第6議案第7号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第6議案第7号御杖保育所設置等条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第8号みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第7議案第8号みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第7議案第8号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第7議案第8号みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第9号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について (みつえ青少年旅行村・三季館・みつえ温泉「姫石の湯」・道の駅伊勢本街道御杖)

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第8議案第9号御杖村の公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第8議案第9号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第8議案第9号御杖村の公の施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案11号令和2年度御杖村一般会計補正予算(第10号)の議定について・議案第12号令和2年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の議定について・議案第13号令和2年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の議定について・議案第14号令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第5号)の議定について・議案第15号令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の議定について

[一括上程、委員長報告、一括質疑]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第9議案11号令和2年度御杖村一般会計補正予算第10号の議定について、日程第10議案第12号令和2年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第2号の議定について、日程第11議案第13号令和2年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第5号の議定について、日程第12議案第14号令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算第5号の議定について、日程第13議案第15号令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第3号の議定についての5議案につきましても、予算決算委員会へ付託した案件でございます。これを一括議題とし、御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、委員長から一括して審査経過及び結果の報告をお願いします。松岡委員長。

○委員長(松岡一生君):議長。5番松岡。

○議長(山岡隆良君):松岡一生君。

○委員長(松岡一生君): それでは、日程第9議案第11号から日程第13議案第15号の補正予算5議案につきまして、一括して、その審査結果について報告をさせていただきます。審査の経緯につきましては、先に報告させていただきましたとおりでございます。審査の経過でございますが、各会計ごとに質疑及び討論と採決を行いました。採決の結果につきましては、補正予算5議案ともに全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(山岡隆良君):松岡委員長、ご苦労様でした。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議案11号令和2年度御杖村一般会計補正予算(第10号)
の議定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。まず、日程第9議案11号令和2年度御杖村一般会計補正予算第10号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第9議案第11号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第9議案11号令和2年度御杖村一般会計補正予算第10号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第12号令和2年度御杖村簡易水道事業特別会計補正 予算(第2号)の議定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第10議案第12号令和2年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第2号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第10議案第12号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第10議案第12号令和2年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第2号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第13号令和2年度御杖村国民健康保険特別会計 補正(第5号)の議定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第11議案第13号令和2年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第5号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第11議案第13号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第11議案第13号令和2年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第5号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第14号令和2年度御杖村介護保険特別会計補正
予算(第5号)の議定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第12議案第14号令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算第5号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第12議案第14号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第12議案第14号令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算第5号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第15号令和2年度御杖村後期高齢者医療特別
会計補正予算(第3号)の議定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第13議案第15号令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第3号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第13議案第15号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第13議案第15号令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第3号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第16号令和3年度御杖村一般会計予算の議定について・議案
第17号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定につ
いて・議案第18号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計予算の
議定について・議案第19号令和3年度御杖村介護保険特別会計予
算の議定について・議案第20号令和3年度御杖村後期高齢者医療
特別会計予算の議定について

[一括上程、委員長報告、一括質疑]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第14議案第16号令和3年度御杖村一般会計予算の議定について、

日程第15議案第17号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について、日程第16議案第18号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について、日程第17議案第19号令和3年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について、日程第18議案第20号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定についての5議案につきましても、予算決算委員会へ付託した案件でございます。これを一括議題とし、御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、委員長から一括して審査経過及び結果の報告をお願いします。松岡委員長。

○委員長(松岡一生君):議長。5番松岡。

○議長(山岡隆良君):松岡一生君。

○委員長(松岡一生君):それでは、日程第14議案第16号から日程第18議案第20号の5会計における令和3年度当初予算の議定につきまして、一括して、その審査結果について報告をさせていただきます。審査の経緯につきましては、先に報告させていただきましたとおりでございます。審査の経過でございますが、各会計ごとに質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、令和3年度当初予算5議案ともに全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(山岡隆良君):松岡委員長、ご苦労様でした。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議案第16号令和3年度御杖村一般会計予算の議定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):続いて各議案ごとに、討論及び採決を行います。まず、日程第14議案第16号令和3年度御杖村一般会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第14議案第16号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第14第16号令和3年度御杖村一般会計予算の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第17号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計 予算の議定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第15議案第17号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第15議案第17号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第15議案第17号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第18号令和3年度御杖村国民健康保険特別 会計予算の議定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第16議案第18号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第16議案第18号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第16議案第18号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第19号令和3年度御杖村介護保険特別会計 予算の議定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第17議案第19号令和3年度御杖村介護保険特別会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第17議案第19号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第17議案第19号令和3年度御杖村介護保険特別会計予算の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第20号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別 会計予算の議定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第18議案第20号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第18議案第20号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第18議案第20号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎発委第1号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

[上程、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第19発委第1号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。議会運営委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定により本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎発委第2号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

[上程、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第20発委第2号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。むらづくり委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定によりむらづくり施策に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、むらづくり委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣言

○議長(山岡隆良君):以上をもって、本日の日程は全部終了致しました。本日の会議を閉じます。よって、令和3年3月御杖村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

(午後2時03分 閉会)

◎議事録署名

御杖村議会会議規則第127条の規定によりここに署名する。

御杖村議会議長 山岡隆良

御杖村議会議員 吉田俊弘

御杖村議会議員 松岡一生